

調査結果報告書

三田市行政監察員 竹村正樹

通報受理日	令和3年3月23日	
通報の形態	<ul style="list-style-type: none"> ・面接 (時 分～ 時 分) ・郵便 ・電子メール ・F A X 	
通報者	<ul style="list-style-type: none"> ・実名(※) ・匿名 	所属部署
通報内容	いきいき高齢者支援課に所属している再任用職員は三田市シルバー人材センターに派遣されているが、この派遣について違法(偽装請負)の疑いがある。	
調査経過	<p>令和3年3月23日 公益目的通報をFAXで受理</p> <p>同年3月24日 市長に受理報告書を提出, 事務局に調査依頼</p> <p>同年5月18日 事務局より関係資料を受理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係法令・条例 ・職員の派遣に関する協定書 ・職員の派遣に関する取決め兼同意書 ・当該派遣協定にかかる決定文書(起案書写) 	
調査結果	<p>1. 総論</p> <p>地方公共団体が職員を外部団体に派遣することについては、いわゆる第3セクター方式により設立された株式会社との間で県職員を派遣して給与を負担することを内容とする協定を締結し、派遣職員につき職務専念義務の免除をするとともに勤務しないことの承認をして給与を支出した岡山県の事件をはじめ、各地で住民訴訟等として争いになっていた。しかし、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(以下、「派遣法」)が施行されたのちは、同法に基づき対応がなされている。</p> <p>そこで、本件通報に対する判断にあたっては、市の対応が、派遣法及び関連条例等に基づき適正に行われているかについて調査することとした。</p> <p>2. 事実関係</p> <p>(1) 派遣法が定める派遣先団体</p> <p>派遣法は、第2条で職員を派遣できる団体を指定したうえで、「条例で定めるものとの間の取決めに基づき」、「条例で定めるところにより」、「職員を派遣することができる。」と規定している。</p> <p>同条の指定団体は、一般社団法人又は一般財団法人(第1号)や特別の法律</p>	

により設立された法人で政令で定めるもの（第3号）等である。後者の例として、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（以下、「政令」という。）」は、社会福祉法人（政令31号）、農業共済組合（政令76号）等を指定している。

公益社団法人三田市シルバー人材センター（以下、「シルバー人材センター」という。）は、一般社団法人のうち特に公益性を認定された法人であるから、派遣法第2条第1号の一般社団法人に該当する。

(2) 三田市条例・規則

市は、派遣法に基づき、「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（以下、「条例」という。）」を制定し、第2条において、派遣先団体及び派遣する職員について、必要な事項を定めている。

派遣先団体については、条例第2条第1項を受けて「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則（以下、「規則」という。）」で定めており、規則第2条で、シルバー人材センターが指定されている。

また、派遣職員については、条例第2条第2項(4)で、「職員の定年等に関する条例第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員」と規定しているところ、シルバー人材センターへの派遣職員は同規定の職員である。

(3) 派遣先団体との取決め

派遣法第2条及び条例第2条の「取決め」については、市とシルバー人材センターとの間で、「職員の派遣に関する協定書」が締結されている。

(4) 派遣職員の同意

派遣法第2条第2項が、「任命権者は、前項の規定による職員の派遣の実施に当たっては、あらかじめ、当該職員に同項の取決めの内容を明示し、その同意を得なければならない」と規定しているところ、市は再任用職員である派遣職員から書面で同意を得ている。

(5) 市の事務又は業務との密接関連性

シルバー人材センターの主な業務は、三田市の地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有すると認められるので、派遣法第2条第4項の要件を充足する。

3. 結論

本件派遣は、派遣法及び条例等に基づき適正に行われていると判断した。

以上

【参考法令】

1. 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（抄）

（職員の派遣）

第二条 任命権者（地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる団体のうち、その業務の全

部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるもの（以下この項及び第三項において「公益的法人等」という。）との間の取決めに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、条例で定めるところにより、職員（条例で定める職員を除く。）を派遣することができる。

一 一般社団法人又は一般財団法人

三 特別の法律により設立された法人（前号に掲げるもの及び営利を目的とするものを除く。）で政令で定めるもの

2 任命権者は、前項の規定による職員の派遣（以下「職員派遣」という。）の実施に当たっては、あらかじめ、当該職員に同項の取決めの内容を明示し、その同意を得なければならない。

4 前項の規定により第一項の取決めで定める職員派遣に係る職員の派遣先団体において従事すべき業務は、当該派遣先団体の主たる業務が地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有すると認められる業務である場合を除き、地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有すると認められる業務を主たる内容とするものでなければならない。

2. 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（抄）

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

三十一 社会福祉法人

七十六 農業共済組合

3. 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（抄）

（職員の派遣）

第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。

(1) 市が資本金その他これに準ずるものを出資している公益的法人等で規則で定めるもの

(2) 市内に主たる事務所を有する公益的法人等で規則で定めるもの

(3) 法第2条第1項第3号及び第4号に規定する団体で規則で定めるもの

2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(4) 職員の定年等に関する条例(昭和59年三田市条例第21号)第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員

	<p>4. 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則（抄） （職員を派遣することができる公益的法人等）</p> <p>第2条 条例第2条各号に規定する規則で定める団体は、次に掲げる団体とする。</p> <p>(1) <u>公益社団法人三田市シルバー人材センター（社団法人三田市シルバー人材センターという名称で設立された法人をいう。）</u></p> <p>(2) 社会福祉法人三田市社会福祉協議会</p> <p>(3) 兵庫県農業共済組合</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
添付資料の内訳	
備 考	

※ 実名は、本人が特に報告の希望を明示したときにのみ記入する。

※ 書ききれないときは、別紙による。